

第 1 回 河川・海岸構造物の復旧における景観検討会 議事要旨

日時：平成 23 年 9 月 1 日（木） 10：00～12：00

場所：中央合同庁舎 3 号館 水管理・国土保全局 A 会議室

【出席者】

「（別紙）【別紙】設立趣意書（河川・海岸構造物の復旧における景観検討会）」を参照。

【海岸堤防の高さ等について／河川への遡上津波対策について】

- リアス式海岸において L1 津波を外力として堤防高を決めた場合、海と街との連続性などがとぎれてしまうことが考えられる。
- 一般論としては、堤防の高さは、L1 津波の高さに対して、海岸の利用、環境、景観、経済性、維持管理の容易性等を踏まえて最終的に決定される。堤防高を低くする場合、それに対応したソフト対策も検討する必要がある。（事務局）

【被災地区の事例の説明】

- 地殻変動や津波による土砂移動の影響で海底地形が変わっている。地形の把握を始めており、変化の解析などはこれからの作業である。（事務局）
- 長期的に地形がもとに戻らないことも想定して議論を進める必要がある。

【今後の検討の進め方について】

- 類型化されたケースステディ地区での具体的な景観配慮事例を示すことがアウトプットとなる。検討会ではまちづくりを決定するとは考えておらず、様々な場合における配慮事項、事例を提示し、それをもとに現場で選択できるようにすることが大切である。
- 検討する項目としては、堤防の表面処理方法、堤防の端部の処理方法、直線的にならないような分節化の方法、水門・樋門などの景観的配慮事項等を想定している。（事務局）
- 評価軸としては視覚的景観、地域性、生態系、コストを想定している。（事務局）
- 評価軸にサステナビリティ（持続可能性）も追加するべきである。
- 景観の面では表面デザインよりも法線の位置が重要である。計画論も含めて議論すべきではないか。
- 何を前提条件とするのかを明確にする必要がある。堤防高さは前提条件とな

と考えられるが、位置については常識的な範囲で動かした検討となるのではないか。

- 現場としては、景観に配慮した堤防の標準例のパターンを示して欲しい。
- 堤防の高さや法線を早く示していかないと復興計画がなかなか進まないという一面もある。現場としては、ある程度の計画論の前提条件を設定した上で、景観等への配慮方法を提示してもらえれば助かる。
- 検討会では典型事例としてのケーススタディ地区に対し、法線設定も含めいくつかのパターンを示し、配慮事項を示していくこととする。
- 一般的な配慮をすべき事項を示すことに加えて、重要拠点（観光施設など）での整備については、別途個別に十分な検討を要する旨を提案することとしたい。
- 基本的に 5 年間の災害復旧での施設が検討対象となるが、段階的な整備も考えられるため、将来のことも踏まえて議論していただきたい。（事務局）
- デザインの方向性としては、自然的なパターン（背後に松林など）と人工的なパターン（背後にまちが有る場合）の 2 種類が考えられる。人工的なパターンに相当する地区の追加も検討して欲しい。